

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (5)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (5)

第三章 国民の権利及び義務

— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

憲法第16条「請願権」は、基本的人権の受益権の中にあります。

受益権

- 請願権
- 国家賠償請求権
- 裁判を受ける権利
- 刑事補償請求権

請願権とは、国や地方公共団体の政治について苦情や要求を出したり、法律などの改正・廃止などの要望を表明する権利のことです。

国家賠償請求権は、公務員の不法行為によって損害を受けた人が、国や地方公共団体に損害賠償を請求できる権利。被害者であれば、外国人もこの権利を行使できます。

裁判を受ける権利は、誰でも 裁判所で公正な裁きを受ける権利のことです。

刑事補償請求権は、刑事事件で抑留・拘禁された被告人が無罪の判決を受けた時、被った損失の補償を国に請求できる権利です。

第十六条 【請願権】

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

条文説明

国に何かを訴えたり、要求・要望を提出したいときは、署名を集めたり、運動して、主権者たる一般国民の政治意思を国政の運営に表明し、実現させるため、国や地方自治体に要望を述べる権利のことです。また、請願をしたからといって、どんな差別待遇も受けない、と規定しています。

なお、請願権に関する手続きは、請願法で定められています。

(1) 語句の説明

1. 「命令」……国の行政機関によって制定された「おきて」。政令、総理府令、省令などがある。
2. 「平穩」……おだやかなようす。法律で、暴行や強迫によらないことをいう。
3. 「請願」……自分の望むことをかなえてもらうために、目上の人や役所に文書で願い出ること。ここでは、国民が国または公共団体の機関に対し、損害の救済、公務員の罷免、法令の制定または廃止、その他の事項に関して、文書で希望を申し述べることをいう。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.